

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日が休む  
たると翌)

### 目次

- ◇ 告 示 健康保険法等による現物給与の標準価格  
争議行為を行なう旨の通知の受理  
農業振興地域の区域の変更  
土地改良区の設立認可の適否の決定  
基本測量の実施を終った旨の通知  
基本測量を実施する旨の通知(二件)  
建築基準法による道路の位置の指定
- ◇ 公 告 危険物取扱者試験の実施

### 告 示

#### 鳥取県告示第三百六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二条第二項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十五条及び日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第四条第二項の規定に基づき、報酬又は

賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価格を次のとおり定め、昭和四十八年五月一日から施行し、昭和四十六年四月鳥取県告示第四百九号(健康保険法等に基づく現物給与の標準価格について)は、昭和四十八年四月三十日限り廃止する。

昭和四十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 食事の給与
  - 一人一月につき 六千六百円
  - 一人一日につき 二百二十円
  - 朝食一食につき 六十円
  - 昼食一食につき 八十円
  - 夕食一食につき 八十円
- 二 住宅の給与
  - 畳一畳一人一月につき 二百五十円
- 三 被服の給与
  - 時価

#### 鳥取県告示第三百七号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、米子瓦斯労働組合執行委員長福原浩から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

賃金引上げ、最低賃金協定、労働時間の短縮、女子社員の本採用化、退職金の増額及び定年延長の要求に関する件

二 日時

昭四十八年五月七日からこの事件が解決する日まで

三 場所

米子瓦斯株式会社経営するガス事業の全職場(米子市)

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第三百八号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定に基づき、岩美町、国府町、会見町及び日野町に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政課及び関係地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称

区

域

岩美町の区域のうち、次の区域を除いた区域

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二の規定により指定された港湾隣接地域

二 山陰海岸国立公園及び水ノ山、後山、那岐山国定公園の特別

地域

岩美地域

三 昭和四十七年二月鳥取県告示第六十七号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の岩美町に係る林班番号三から七まで、九、十二から十四まで、十七、二十七から四十五まで、四十七、四十八、五十一から五十七まで、五十九から六十二まで、七十七から八十二まで、八十四、八十五、八十八から九十三まで、百、百一、百十二、百十三、百十五から百二十まで、百二十五及び百三十一から百三十七までの全部の区域、同林班番号上、八、十、十一、十五、十六、四十六、七十二、七十四、七十六、八十六、八十七、九十八、百二、百三及び百九の一部の区域、昭和四十八年三月一日現在の国有林の林班番号百五十四から百五十八の全部の区域並びに昭和四十八年三月一日現在の空山ノ上外五の官行造林地の全部の区域(第一号図から第十八号図までの赤色で着色した区域)  
(「第一号図から第十八号図まで」は、省略する。)

国府地域

国府町の区域のうち、次の区域を除いた区域  
一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により決定された市街化区域  
二 水ノ山、後山、那岐山国定公園の特別保護地区の全部及び特別地域の一部  
三 昭和四十七年二月鳥取県告示第六十七号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の国府町に係る林班番号二十七、二十八、四十六、四十八から五十四まで、五十八から六十一まで、六十四、六十五、六十七、七十六、七十七、七十九、八十一から八十

<p>日野地域</p>	<p>会見地域</p>	
<p>日野町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和四十五年一月鳥取県告示第十六号で定めた日野森林計画区に係る地域森林計画の日野町に係る林班番号一から八まで、十から五十七まで、五十九から八十五まで、八十七、九十、九十二、九十八、百一から百五まで、百八から百四十一まで、百四十三から百八十三まで、百八十九及び百九十の全部の区域、同林班番号九の一部の区域並びに昭和四十八年三月一日現在の朝刈官行造林地の全部の区域(第一号図から第十六号図までの赤色で着色した区域) (「第一号図から第十六号図まで」は、省略する。)</p>	<p>会見町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の会見町に係る林班番号二十三及び二十四の全部の区域並びに同林班番号四から六まで、十二から十四まで、二十二、二十五、二十七、二十八及び三十一から三十七までの一部の区域(第一号図から第四号図までの赤色で着色した区域) (「第一号図から第四号図まで」は、省略する。)</p>	<p>三まで、百、百五及び百十二の全部の区域、同林班番号二十九、三十、六十、六十六及び百十一の一部の区域並びに昭和四十八年三月一日現在の国有林の林班番号千二十八及び千二十九の一部の区域(第一号図から第十二号図までの赤色で着色した区域) (「第一号図から第十二号図まで」は、省略する。)</p>

鳥取県告示第三百九号

昭和四十八年一月二十七日付で岩美郡福部村大字海士六三五石谷米太郎ほか十八人の者から申請のあつた福部土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年五月二日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四條第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類  
基本測量

二 作業地域

米子市、境港市、淀江町、大山町、名和町、岸本町、会見町、西伯町、日吉津村及び溝口町

三 終了年月日

昭和四十八年三月三十一日

鳥取県告示第三百十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

基本測量

二 作業期間

昭和四十八年五月一日から昭和四十八年十一月三十日まで

三 作業地域

溝口町、江府町、日野町、日南町、西伯町及び会見町

鳥取県告示第三百十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づ

き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

基本測量

二 作業期間

昭和四十八年五月一日から昭和四十九年三月十日まで

三 作業地域

鳥取市、倉吉市、気高町、青谷町、鹿野町、河原町、用瀬町、那家町、八東町、船岡町、佐治村、若桜町、智頭町、岩美町、国府町、福部村、三朝町、東郷町、泊村、羽合町、北条町、大栄町、関金町、東伯町、赤碓町、名和町、大山町、中山町、岸本町、溝口町、江府町及び日野町

鳥取県告示第三百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年五月一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市福守町 五六八 坂本 彬	倉吉市福守町字宮地七二一ノ六、 七二一ノ八、七二一ノ九、七二一 ノ八地先農道、七二一ノ九地先農 道、七二一ノ八地先水路、七二一 ノ六地先水路	幅員 四・四〇メートル 四・八〇メートル 延長 七八・一メートル

公 告

消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和48年5月1日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

乙種第4類危険物取扱者試験 昭和48年6月19日 午前10時から

丙種危険物取扱者試験 昭和48年6月19日 午後1時から

(2) 試験の場所

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

倉吉市濠城279 鳥取県中部総合事務所

米子市糺町1の160 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町2の162 米子市消防本部

2 試験の種類

ア 乙種危険物取扱者試験 (第4類の危険物に限る。)

イ 丙種危険物取扱者試験

3 受験資格

乙種危険物取扱者試験を受けることができる者は、消防法第13条の3

第5項に該当する者とする。

4 受験手続

(1) 受験受付期間

昭和48年5月21日から昭和48年5月30日まで

(郵送による場合は、5月30日までの消印のあるものは有効とする。)

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

エ その他

(受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背

景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもの

で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

エ その他

危険物の規制に関する規則 (昭和34年総理府令第55号) 第55条第

6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験

願書提出の際乙種危険物取扱者免状の写しを添付するとともに、そ

の免状を試験当日提出すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 乙種危険物取扱者試験 1,000円

イ 丙種危険物取扱者試験 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町 1丁目220 鳥取県総務部地方課

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】